

IV. 考察結果

IV. 考察結果

調査結果を踏まえ、今後の人権啓発・教育にあたっての問題点・課題、取組みの方向性について、学識経験者の方に考察をお願いした。(敬称略)

泉南市民人権意識調査の分析から ～ 同和問題関連を中心に ～

関西大学文学部

田中 欣和

1. 同和問題を中心に全体としてみえてきたこと

同和問題を中心に前回調査や大阪府の調査との比較をみていくと、顕著な違いはないが、それでも気になる部分はある。

問 10 (差別観) で「どちらかといえば」を含めての賛否を府と比べると、概ね同様だが、よくみると「どちらかといえば」ではなく、両極に少しずつ寄っている項目がいくつかある。やや緊張が高まっているのかもしれない。

差別言動の見聞体験が少し増え、見聞場所は家庭、職場で減って、地域で増え、その内容は「こわい」が増えている。

同和地区の人との結婚について、自分の場合「反対を押し切ってでも結婚する」、自分の子の場合「祝福する」が増えるなど少し前進という面が一方であるのに、「同和教育がどんな教育か、よく知らない」が少し増えていたり、研修への参加が1～5回の層が少し減り6回以上は変わらず、「おぼえていない」「無回答」がはっきり増えている。

これらを総合すると、一方で差別解消の立場を自覚する層が少し増え、他方で無関心増や疑問をもつ層もかえって少し増えているように思える。

「同和地区や同じ小学校区」の住宅物件について、「いずれにあってもこだわらない」が2割にすぎず、「わからない」が3割強、忌避傾向が合計で4割を超えるという、問 18 の結果は、今後もさまざまな取組みが必要であることを示している。

調査年度は、各地でこれまでの同和对策事業をめぐる不祥事が表面化した年であった。行政、学校、運動体、住民のそれぞれがこれまでのあり方について率直な総括を出し合うとともに、今後の取組みについてリアルな方針を論議すべきであろう。

2. 差別解消に積極的な態度の関連要因

教育学者である私の最大の関心事は、「どういう人が、なぜ差別に流されがちであるのか」、また逆に「どういう人が差別解消に実践的に積極的になるのか」ということであり、それが判るにつれて、教育・啓発の方針も立てやすくなると思う。

特に部落問題に関する実践的態度を問う、問 12-3 「差別的な発言・行動を見聞きしたときの対応」、問 15 「結婚相手が同和地区の人とわかったときの対応」、問 18 「同

和地区や同じ小学校区にある物件を避けるか」の3問について、関連すると考えられる質問とのクロス・データをみることにここではしばって考察する。

〔1〕問12-3（差別言動への対応）

「反省を求めて説得した」と「誤りを指摘したが説得できなかった」の合計を「積極的態度」と考え、関連質問をみていく。

問1の「ふだんの生活意識」について、選択肢の「当然のことと思う」をa、「おかしいと思うが仕方がない」をb、「間違っていると思う」をcとする。

「積極的態度」は、何%あるかをみる。

問1 生活意識

(単位：%)

	a	b	c
①「大安」「仏滅」などを気にする	13.1	17.2	22.8
②結婚相手を選ぶときは、家柄などのつりあいを気にする	6.8	13.4	24.0
③長男にはほかの子どもとは異なる特別な役割がある	12.1	12.1	20.9
④「長いものに巻かれる」は人生を送る上での知恵である	11.6	16.3	20.3
⑤「出る杭は打たれる」ということをわきまえて行動する	10.3	20.0	19.7
⑥女性はやはり男性を立てたほうがよい	11.3	11.7	26.5
⑦夫を「主人」、妻を「家内」と呼ぶ	13.1	18.1	18.8
⑧外国人の中でも、欧米人とアジア人では対応が変わる	10.6	16.7	17.6

全体として伝統的行動様式に批判的な人の方が積極的態度が多い。しかし、①②などでの関連は前回調査ほど強くない。

「おかしいと思うが仕方がない」がかなり多く、a+bの行動における多数派とb+cの意識における多数派が食い違う傾向が⑧以外のすべてでみられるように「日本人の同調傾向」といわれるものは、今日の差別を考える上で重要であると思われる。

同調性一般が悪いという訳ではないが、問1で使った項目は必ずしも合理的でなく、各人の主体的な生き方を大切にす立場から言えば、疑問のある行動パターンへの、いわば過剰同調傾向を意識して選んだものである。

各回答において「当然」を3点、「仕方がない」を2点、「間違っている」を1点とし、総点の高低で「同調意識」の「低」グループ 28.4% (8~13点)、「中」グループ 40.2% (14~17点)、「高」グループ 31.4% (18~24点) とおよそ3・4・3の割合で分けてみる。

同調傾向の低い人の方が反差別に「積極的」な人が多い。

また、他市の調査では、「20年後」差別はなくなると楽観的である人の方が、差別解消に積極的な

同調意識 × 問12-3 差別的な発言や行動を見聞きした時の対応

(単位：%)

	全体	摘みだされたが、誤りを指摘できなかった	差別と気づいていない	ごめんなさい、見逃すと	その時は差別と見逃すと	つた、誤りを指摘できなかった	誤りを指摘できなかった	反省を求めて説得した	その他	無回答
全体	366	40.4	18.9	12.3	3.6	13.4	11.5			
同調意識低	91	36.3	16.5	20.9	5.5	13.2	7.7			
同調意識中	145	38.6	22.1	13.1	2.8	13.1	10.3			
同調意識高	130	45.4	16.9	5.4	3.1	13.8	15.4			

傾向があったので、今回も調査してみたが、この設問に関する限りは一貫した傾向は指摘し難かった。

〔2〕結婚相手が同和地区の人の場合

この質問について今回は無回答が極端に多かった。その理由はいろいろ考えられるが、一つには現在、結婚差別に象徴される関係における差別意識は流動局面にあり、「迷う」「場合による」「わからない」などの人が多くなっていることがある。ほぼ同時期に行った米原市での調査では、「家族の一人の恋愛・結婚の相手が同和地区の人」と想定し、選択肢を a 「まったく問題にしない」、b 「迷いながらも結局は問題にしないだろう」、c 「迷いながらも結局は考えなおすように言うだろう」、d 「考えなおすように言う」としたが、a : 19.5%、b : 40.3%、c : 27.8%、d : 8.2%であった。a と d は両方とも少なく、b + c で約 3 分の 2 である。これが比較的現状をとらえるのに適した質問であると思う。

限界があるが、「結婚する」を積極的態度和して、関連をみる。

問 1 の「ふだんの生活意識」ではやはり同調的傾向の強くない人の方が積極的である。

問 12-2 「見聞きした差別的発言の内容」との関連は明瞭ではない。

問 18 の「同和地区や同じ小学校区の物件を避けるか」の回答との関連はかなり明瞭である。「結婚する」は「避ける」人で 6.2%、「こだわらない」人では 24.2% で 4 倍近い差がある。

問 15 と問 16 (子どもの結婚) の関係は当然あるが、無回答が多いのでより発展した仮説づくりは困難である。

問 15 と問 20 (同和教育の評価) の関係も読み取りづらい。

「自分の結婚」については、過去との比較のため採用した古い形の質問であり、今回は特に中年以上の無回答が多く、次回では改めるべきものである。

しかし、「子どもの結婚」についての問 16 は有効であった。差別解消に楽観的な人、また同調傾向の低い人の方が「祝福する」が多い。

問 9⑥ 同和地区住民に対する偏見や差別はなくなる × 問 16 子どもと同和地区の人との結婚話が進んでいる場合の対応

(単位：%)

	全 体	絶 対 に 反 対 す る	親 と し て は 反 対 だ が、 子 ど も の 意 志 が 強 け れ ば し か た が な い	な お 互 い の 愛 情 が 大 事 な の で 祝 福 す る	そ の 他	わ か ら な い	無 回 答
全 体	1120	8.5	26.6	26.3	1.4	10.0	27.2
そう思う	176	2.8	19.9	38.6	2.3	8.0	28.4
どちらかといえばそう思う	339	4.1	29.2	31.9	1.2	8.8	24.8
どちらかといえばそう思わない	286	10.5	33.9	18.2	2.1	10.1	25.2
そう思わない	288	14.9	22.2	21.5	0.7	10.4	30.2

同調意識 × 問 16 子どもと同和地区の人との結婚話が進んでいる場合の対応

(単位：%)

	全 体	絶 対 に 反 対 す る	親 と し て は 反 対 だ が、 子 ど も の 意 志 が 強 け れ ば し か た が な い	お 互 い の 愛 情 が 大 事 な の で 祝 福 す る	そ の 他	わ か ら な い	無 回 答
全 体	1120	8.5	26.6	26.3	1.4	10.0	27.2
同調意識低	318	1.3	18.2	39.6	1.9	9.1	29.9
同調意識中	450	7.1	29.3	26.2	1.1	9.3	26.9
同調意識高	352	16.8	30.7	14.2	1.4	11.6	25.3

〔3〕 同和地区や同じ小学校区にある物件を避けるか

これも「わからない」と「無回答」が合計3割ある。「いずれにあってもこだわらない」を積極的態度とする。

まず問1「ふだんの意識」の回答別に〔1〕の考察と同じように積極的態度の比率をみる。

問 1 生活意識

(単位：%)

	a	b	c
①「大安」「仏滅」などを気にする	21.4	27.5	40.0
②結婚相手を選ぶときは、家柄などのつりあいを気にする	14.4	16.9	39.5
③長男にはほかの子どもとは異なる特別な役割がある	22.7	22.9	32.2
④「長いものに巻かれる」は人生を送る上での知恵である	24.4	22.6	32.4
⑤「出る杭は打たれる」ということをわきまえて行動する	22.5	24.2	34.8
⑥女性はやはり男性を立てたほうがよい	19.3	27.4	38.6
⑦夫を「主人」、妻を「家内」と呼ぶ	21.3	28.1	36.5
⑧外国人の中でも、欧米人とアジア人では対応が変わる	22.9	20.4	29.6

すべての小問でcの人に積極的態度の人が多く、aとbではあまり差はない。

問1を総括して、同調性の高低でクロスしても、「こだわらない」のは同調性の低いグループである。

問 1 同調意識 × 問 18 同和地区や同じ小学校区にある物件を避けるか

(単位：%)

	全 体	同 和 地 区 に あ る 物 件 を 避 け る か と 思 う	同 和 地 区 に あ る 物 件 は 避 け る が、 同 小 学 校 区 に あ る 物 件 は 避 け な い と 思 う	わ い ず れ に あ つ て も こ だ わ ら な い	わ か ら な い	無 回 答
全 体	1120	27.2	14.4	27.0	26.4	5.0
同調意識低	318	13.5	14.2	42.1	27.7	2.5
同調意識中	450	29.6	15.6	22.7	26.9	5.3
同調意識高	352	36.6	13.1	18.8	24.7	6.8

次に問 12-2 「見聞きした差別的発言」とはあまり関連はない。

問 12-3 の「差別的な発言・行動を見聞きした時の対応」は当然関連が出る。積極的態度の人の比率は、次のとおりである。

問 12-3 差別的な発言・行動を見聞きした時の対応 (単位：%)

差別と気づいていたが、誤りを指摘できなかった	16.9%
その時は差別と気づかずに、見過ごした	26.1%
誤りを指摘したが、説得できなかった	37.8%
反省を求めて説得した	38.5%

「20年後」の予測とのクロスでは、「こだわらない」のは、差別はなくせると思う人の方である。

問 9⑥ 同和地区住民に対する偏見や差別はなくなる × 問 18 同和地区や同じ小学校区にある物件を避けるか (単位：%)

	全体	と思う 区にある 同和地区 物件は 避ける 小学校	件は 同和 地区 は 避ける が、 同一 小学校 区は 避ける が、 同一 小学校 区は 避ける が、	わい らな い にあ って も こ だ	わ か ら な い	無 回 答
全 体	1120	27.2	14.4	27.0	26.4	5.0
そう思う	176	16.5	10.8	40.9	23.9	8.0
どちらかといえばそう思う	339	22.4	13.0	31.9	27.1	5.6
どちらかといえばそう思わない	286	26.2	21.7	20.6	29.7	1.7
そう思わない	288	41.3	12.2	20.5	22.9	3.1

問 20 の同和教育の評価との関連では、同和教育の意義を肯定する人では「こだわらない」が3割台になるが、「同和教育より受験教育」の人では18.9%（「同和地区・同一小学校区は避ける」49.1%、「同和地区は避けるが同一小学校区は避けない」13.2%で忌避傾向計62.3%）であり、「同和教育の必要はない」の人は、「こだわらない」も24.4%あるが、「同和地区、同一小学校区を避ける」41.4%、「同和地区は避けるが、同一小学校区は避けない」11.1%で計52.5%になる。

問 21 の「同和問題に関する講演会・研修会への参加経験」では、「こだわらない」の比率は、特に「6回以上」の人で高い。一見して傾向が一貫しないように見えるが1回、2回の人が少ないからであろう。

問 21 同和問題に関する講演会や研修会への参加回数 (単位：%)

1回	19.6%
2回	36.6%
3～5回	25.7%
6回以上	56.6%
参加なし	23.1%

3. 同調性（過剰同調）という切り口

すでにみた問1による同調傾向の高・中・低3カテゴリーは同和問題以外のこの分析にも有効である。多くの質問について、「同調性・低」の方が問題状況に批判的であり、「同調性・高」の方が現状肯定的であった。

肯定・否定の平均評価点（「そう思う」からの五段階選択の質問）を使って、一番はっきりした差が出たのは、男女平等に関する問4で「①労働条件の男女差・批判」「④夫婦別姓・容認」についての設問であった。この2項目では、平均評価点の「同調性・高」「同調性・低」の差は1前後で、1段階違う。

同調意識 × 問4① 労働条件で男女の差があるのは間違っている

(単位：%)

	全体	そう思う	どちらかといえ ばどちらかといえ	どちらとも いえない	どちらかといえ ばどちらかといえ	そう思わない	無回答	平均評価点
全体	1120	38.2	22.7	19.2	9.9	7.9	2.1	3.75
同調意識低	318	58.2	19.5	12.6	4.7	4.4	0.6	4.23
同調意識中	450	35.3	24.0	19.6	10.7	6.9	3.6	3.73
同調意識高	352	23.9	23.9	24.7	13.6	12.5	1.4	3.33

同調意識 × 問4④ 夫婦別姓は認められてよい

(単位：%)

	全体	そう思う	どちらかといえ ばどちらかといえ	どちらとも いえない	どちらかといえ ばどちらかといえ	そう思わない	無回答	平均評価点
全体	1120	25.9	8.3	26.6	8.6	28.9	1.7	2.94
同調意識低	318	39.3	7.5	29.6	7.2	16.0	0.3	3.47
同調意識中	450	25.3	9.1	28.9	8.0	26.2	2.4	2.99
同調意識高	352	14.5	8.0	21.0	10.5	44.0	2.0	2.37

平均評価点が「同調性・高」と「同調性・低」で0.5~0.8の差をみせるのは、男女平等についての「③家族扶養の責任は男だけ・批判」、「⑤女人禁制・批判」「⑥政治参加の男女差・批判」で、0.5以上5項目となる。

子どもに関する問5では、「⑤子どもの社会参加制限・批判」1項目のみが0.5以上の差であり、高齢者に関する問6では、「②高齢者の労働条件・批判」「③高齢者の結婚反対・批判」の2項目、障害者に関する問7では「①障害者雇用への消極性・批判」「②障害者の労働条件劣悪・批判」「③障害者の結婚・子育て反対・批判」の3項目、外国人に関する問8では、7項目すべてが、それぞれ0.5以上であった。

「20年後の人権問題」の問9で、0.5以上の差は「⑦同性結婚・容認」だけであった。

差別観についての問10では、「①差別は最も恥ずべき行為」「②差別は必要なこともある」「⑤差別される人の側に問題があることも多い」「⑥差別をいちいち取り上げていたらきりがない」「⑧問題にすると、より解決しにくくなる」「⑩差別問題は自分に関係ない」の6項目で0.5以上の差がある。

0.5未満のものも含めて、ここでの「同調性・高」は概ね現状肯定的と言える。

4. 教育・啓発への提言

ごく簡単にこれからの教育・啓発に重要と思えることを3点記したい。

- ①「問題はある」ということを関係者はもちろん、全市民が再確認する機会をもつべきである。学校区統廃合に関する議論は、いくつもの要因がからんでいるのであろうが、住宅立地について多くの市民が「こだわらない」とはまだ言えない状況である。それはなぜかについても議論を深めるべきである。
- ②1970年代にその原型ができた人権学習では、「差別はこんなに厳しく人を傷つける」ということだけを強調する傾向がなかったとは言えない。それだけでなく、「差別はなくし得る」ということも同時に強調すべきであることは、「20年後」についてのクロス分析が示唆している。また、人はなぜ差別に流されるのかをリアルに検討することは、教育・啓発の改善に不可欠である。
- ③過剰同調傾向と人権問題への実践的態度の相関は、教育・啓発に多くを示唆する。例えば、教師が「差別はいけない」というのが「正解」だと流し込もうとするだけだったら、「考えさせない人権学習」になり、同調傾向を強めることもあり得る。学習者が主体的に考え、試行錯誤も含んで到達する「正解」こそが差別解消のためのパワーとして有効なものを生み出すと考える。そのためには、人権学習の下地、レディネスというべきもののレベルについて、さらに深めた検討を期待する。より良き人権尊重都市を実現していくこと、そのまちづくりの基底に教育・啓発の課題がある。

調査結果からみえる市民の人権意識の特徴

大阪大学大学院人間科学研究科

木村 涼子

今回の調査結果から見えてくる泉南市民の人権意識に関して、一つには回答傾向の性差、今一つは男女平等・性差別問題に関わる意識、この二つに注目して、特徴的な傾向を述べていきたい。

1. 回答傾向の性差に注目して

まず、回答傾向の性差についてみてみよう。

概して男女の回答傾向はほぼ共通しているが、いくつかの面で無視しがたい性差があらわれている。たとえば、問5「子どもに関わる事柄についての考え」の回答では、子どもの人権侵害について概して女性の方が男性よりも敏感な反応を示している。「教師の主観による評価」「先輩からのしごき」「仲間によるいじめ」「教師による体罰」「保護者による体罰」など、他者が子どもに何らかの「害」を与える場面について、それが人権侵害にあたると思う女性の比率は、男性のそれよりも10%前後高い。

また、問6や問7において、高齢者や障害者の雇用が保障されるべきだと回答する人は女性にやや多い。しかし、障害者の結婚や子育て、障害児が地域の学校で学ぶ権利を保障することについては、女性の方が男性よりもわずかながら消極的な傾向がみられる。

ちなみに、これらの回答を職業別でみると、専業主婦（夫）の場合（178人中177人が女性）、高齢者および障害者のアパートへの入居、障害児の地域の学校での受け入れ、国際結婚などについて、権利侵害の問題と考えない人の割合が平均よりも高い。家庭運営や子育てに関わることについては、慎重な姿勢を示す傾向があるようだ。臨時・パート勤めの女性の場合、高齢者、障害者・障害児、日本在住外国人の人権に比較的敏感な回答傾向がみられる。女性といっても、そのライフスタイルによって、意識状況は異なっていることも見落とせない課題である。

同和問題についての認識ということでは、明確な性差はほとんどみられない。いくつかみられる性差としては、男女の生活圏の違いが反映したものが挙げられる。たとえば、問13の「世間が同和地区の人を意識していると思う時」について、家庭生活に関わる場面を挙げる割合が女性に多く、雇用や職場に関わる場面を挙げる割合は男性に多いといった点である。もう一つ気づかされる性差としては、差別事象に直面した時の対応の違いである。たとえば、問12-3の「差別的な言動を見聞きした時の対応」について、「差別と気づいていたが誤りを指摘できなかった」「差別と気づかずに見過ごした」という回答は男性よりも女性にやや多い。逆に「反省をもとめて説得した」との回答は男性に多い。また、問15「結婚相手が同和地区の人であるとわかった場合」に、「結婚する」との回答は男性の方が多く、「結婚しない」「わからない」との回答は女性の方が多い。「結婚する」と決めたとしても家族親族が反対した場合、「反対を押し切っても結婚する」と回答する割合は男性の方が30%も多いという結果がでている。

アンケートへの回答と、実際の行動は必ずしも一致しないと思われるが、差別への異議申し立てに関して男性と女性とでは姿勢が異なる傾向があることを踏まえるべきだろう。

2. 男女平等に関わる意識について

次に男女平等に関わる意識についてみてみよう。

問1の「さまざまな価値観」の中に、③「長男にはほかの子どもとは異なる特別な役割がある」、⑥「女性はやはり男性を立てた方がよい」、⑦「夫を『主人』、妻を『家内』と呼ぶ」と、ジェンダー（社会的性別）に関わりがある質問項目が立てられている。長男の役割については約3分の1の人たちが、女性は男性を立てる文化と「主人」「家内」の呼称については半分弱の人たちが「当然だ」と答えている。「おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方ない」という消極的な反対意見はいずれの項目も2割前後である。これらについて、性別による回答傾向の違いはあまりみられない。若干の違いがみられるのは、長男の役割については男性の方に、「主人」「家内」の呼称については女性の方に、「当然」という回答が多いという点である。男性を立てる、あるいは夫を「主人」と呼ぶということについては、女性の側に特に拒否反応が多いというわけではないことがわかる。むしろ男女ともに、約半数は「当然」視し、残り半数は消極的な反対も含めて「間違っている」と考えているという形で、意見が二分されている状態である。

問3の「男女の役割分担についての考え」の回答結果をみると、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な役割分担を支持する人は18.5%、「男女とも働き、家事育児も分担」という仕事と家事の両方ともに分担型を支持する人は13.8%、「男女の役割を決めずにその家庭にあった形でおこなう」を支持する人は最も多く60.9%となっており、性別役割の流動化意識が強いことがうかがえる。この回答については、性差がかなりあらわれており、女性の方が男性よりも固定的な役割分担を支持する割合が低く、柔軟な分担を支持する割合が高い。注目すべきなのが、「男女ともに働くが、家事・育児は女性がする」という女性のいわゆるダブルシフト（二重負担）という項目について、女性の中でも年齢が高くなるにつれてそれを支持する割合がふえることである。また、もっとも回答比率が高い「家庭にあった形で行う」という選択肢は、実態としては、従来の性別役割分担に近いものになる可能性があるのではないかとすることも気にかかる。

問4の「男女の関わる事柄についての考え」では、労働・暴力・家庭責任・夫婦別姓・女人禁制・政治という6つの分野での女性差別に関する意識を答えてもらっているが、差別だとの認識が高かったのは「夫や恋人からの暴力」（「そう思う」68.5%）と「政治参画に男女の差があること」（「そう思う」61.3%）であり、これらについては「どちらかといえばそう思う」も足し合わせると8割前後の人が差別や不平等だと考えている。「労働条件の男女差」「家庭責任は男性だけに」「女人禁制」を不平等だと考える人（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」）は6割前後から5割となっており、賛否がほぼ二分されている。「夫婦別姓」を認めるべきだという意見は4割強にとどまり、もっとも意見が分かれる項目となっている。回答傾向で性差があらわれ

るのは、「夫や恋人からの暴力」「家庭責任は男性だけに」、「労働条件の男女差」「夫婦別姓」などであるが、いずれの項目も女性の方が男性よりも問題だと考える回答率が高い。男女間の力関係のアンバランスを認識し、問題と考える視点は、やはり女性の方に強いようだ。

この回答傾向を仕事別にみると、女性の場合、「労働条件の男女差」「夫婦別姓」「家庭責任は男性だけに」などの項目では、「勤め人」「臨時・パート」「専業主婦」の間で回答傾向がかなり異なっている（たとえば、「労働条件の男女差」を問題だと思う割合は「勤め人」57.0%、「臨時・パート」47.1%、「専業主婦」35.6%）。一方、「夫や恋人からの暴力」「政治の場への参画」などの項目ではあまり違いが見られなかった。

3. 今後の人権教育・啓発にあたっての取り組み課題

今後の人権教育・啓発にあたっての取り組みの課題は何だろうか。

問22の「人権問題の理解を深めるために現在学んでいること」の回答結果では、「女性の人権問題」と答えた人は全体で6.1%、男女別にみると女性では7.4%、男性では4.7%となっている。女性の場合は、「女性の人権問題」と並んで、「障害者の人権問題」「高齢者の人権問題」「子どもの人権問題」など、身近に関係を結ぶことの多い人たちの人権問題について学んでいる人が多い。

問23の「人権問題の理解を深めるために今後学びたいこと」の回答結果では、「女性の人権問題」を挙げた人は、全体で8.8%、男女別にみると女性では12.2%、男性では4.9%となっている。女性の場合、現在学んでいる比率の二倍近い人が今後の学習希望をもっている。他に性差が女性の方が高率になっているのは、「子どもの人権問題」であるが、女性が実際に子育ての多くを担っていることから生じる性差であろう。

「高齢者の人権問題」を学びたいと思っている人は男女ともに2割を超す。自分自身に関わることだと認識しやすい事柄に比べて、「同和問題」「在日韓国朝鮮人」「外国人労働者」「アイヌ民族」「HIV感染者」などの人権問題の学習欲求はそれほど高くない。また、10年前の調査と比較すると、前回・今回共通でたずねている項目については軒並み学習希望率が低下し、「特に学びたいものはない」の回答率が10%も高くなっていることが目を引く。人権を縁遠い問題と感じる人が増えているようだ。一見自分には関わりがうすいと感じられがちな問題が、自分自身の生活と深く結びついているということを考える機会をつくるのが、啓発の大きな課題となるだろう。

その課題解決の糸口は、実は「今後学びたいこと」の今回の回答結果の中に見えている。男女ともにもっとも多くの人が「学びたい」と答えているのが、『人権』そのものの考え方の問題である。また、「基本的人権や市民的権利についての問題」の学習欲求も比較的高い。個別問題に関する具体的な学習のみならず、バラバラに見える問題のすべてをつなぎあわせ統合する視点を獲得する機会の提供が、市民の学習欲求と合致する形で実現できれば、大きな成果を挙げることができるのではないだろうか。

それは、日常生活に即して人権概念を説き起こすことであったり、歴史的あるいは空間的に視野を広げて考えることであったり、制度や法律をはじめとして現在の社会システムにおいて相互の関係を考えることだったりするだろう。人権問題の「入門」でも「概説」でもない。現在学校教育において試みられている総合的な学習の時間に

近いようなものとして構想すべきではないだろうか。身近な日常感覚や疑問を大事にしなが、私とあなた、我々と地域社会、日本社会全体、そして世界とをつなぐ題材とアイデアを集め、交流し、総合的な観点でまとめあげる。受け身の「承り学習」ではなく、学習者自らが学習プロセスをつくり、最終的には状況を変えるための行動を指向するような、青少年および成人向けカリキュラムの本格的な開発が期待される。

4. 課題解決に向けた施策の方向性に関する提言

泉南市は、1992年に「泉南市女性問題懇話会」の設置、1993年には「泉南市における女性政策推進のための基本的な考え方について」の提言を受けて「泉南市女性政策推進本部」を設置するという、比較的早くから女性問題解決に向けての取り組みをスタートさせた歴史をもっている。1995年に策定した「せんなん女性プラン」は先進的な内容を提案し、市はプランに基づいて積極的な啓発事業を展開してきた。その蓄積の上に、2002年には「泉南市男女平等参画プラン」を策定したが、その内容はさらに視野の広い包括的なものになっていると言えよう。

先進性のある取り組みを市民レベルでさらに展開していくために、泉南市は2003年に市民が集い学ぶ場である「男女共同参画ルーム」を開設している。しかし、問25の結果によれば、「男女共同参画ルーム」に「実際に行ったことがある」人はわずかに1.4%であり、女性にしぼっても1.9%とごく少数にとどまる。「行ったことはないが名称は聞いたことがある」人も2割弱にとどまり、回答率に性差はほとんどない。男女ともに「知らなかった」と答えた人は7割前後にのぼるわけで、他の施設「青少年センター」「人権ふれあいセンター」と比較して、利用率・周知率が飛び抜けて低い。「男女共同参画ルーム」の開設が比較的近年であるとはいえ、すでに4年間の活動実績があるにもかかわらず、ほとんど市民に知られていないということは、課題解決を妨げる問題点といえよう。

泉南市の先進性を地域に根ざした形で豊かに開花させるための拠点として、「男女共同参画ルーム」を充実させることが喫緊の課題である。「ルーム」の充実といった場合、上記でみたような男女の意識の違い、また女性の中でもライフスタイルによる違いをみさだめながら、学習者の関心に沿った形で柔軟性のある人権学習の総合的なカリキュラムを開発し、活用していくことがのぞまれる。

人権イメージと人権問題への態度との相関関係について

人権文化ネットワーク代表

松本 城洲夫

1. アンケート調査の分析にあたって

今日の日本社会において、人権概念についての共通理解は生まれているのだろうか。人々の中には、人権とは差別を読み替えたものであるという極端な誤解も存在している。また、そこまで雑駁な理解でなくとも、人権を差別の問題としてのみ考えている人は結構多いのではないだろうか。「人権問題」は事実上、差別問題や人権侵害（未保障）問題に限定して考えられているのである。

しかし、人権という言葉を使った概念には、人権保障、人権行政、人権教育・啓発、人権文化、人権意識など沢山あり、これらはみなその意味が異なっている。そして、これらの熟語の後に「問題」を付け加えれば、それぞれ違った「人権問題」の諸相を表すことになる。したがって、「人権問題」とは、人権に関わる様々な課題の包括的なカテゴリーとして考えなければならないはずである。

同様の問題意識で、「人権意識調査」についても考えていく必要があるように思う。これまで、各地の自治体で「人権意識調査」が実施されてきたが、その内容は同和問題をはじめ様々な差別や人権侵害の問題について、日常生活の様々な場面での行動、対応、態度などについての調査が主流であったように思う。くらしの中での人々の行動はそれぞれの人の生活規範に依拠しているから、そこには人権に対する認識や意識も映し出される。したがって、そのような内容の調査も、「人権意識調査」の一部と言えるだろう。だが、「人権意識」とは何かと説明を求められた場合、その間口や幅、奥行きなど概念の定義がとてもあいまいなのではないだろうか。

そしてそれは、人権概念そのものの輪郭の不透明さに結局は行き着くのである。

その意味で今回の調査では、「問1. 同調意識」「問2. 人権イメージ」の結果と差別に対する態度についての相関関係に着目した。「差別をなくすために行動する」といった積極的な生活態度や姿勢は、人権を単なる知識としてではなく、生存と自由を支える生活規範として認識し、その主体としての自覚の深まりの結果として生まれてくるものであると思う。

2. 人権についての意識や考え方

問2の『「人権」から連想する言葉』を回答数の多かったものから順に並べると、平等＝75.6%、差別＝56.1%、公正＝37.0%、自由＝36.0%、尊厳＝24.6%、格差＝16.7%、自立＝15.3%、友愛＝12.0%、抑圧＝6.9%、暴力＝5.6%、その他＝3.0%となっている。

今回の調査結果について考察していた折、イタリア中部の小都市の人々との生活文化交流で当地に滞在する時期と重なったので、何人かの友人たちに調査と同じ質問を試してみた。

その結果は、「人権」から連想する言葉はまず「尊厳」と「自由」・「自立」（この二つは同義と考えられている）、そして、「友愛」と「平等」の順だった。また、自由の境界（限界）である「責任」（この価値が選択肢にないのはおかしいという意見が多かった）、さらに「友愛」との関わりで「共生」（それらと関連した価値として「公共」が必要という人も多かった）と異口同音に答えが返ってきた。これらは「人権」概念を構成するエレメントであり、相互に関連しあっていて切り離すことができないものである。そして、「差別」「格差」「抑圧」「暴力」などは、これらの価値の実現を阻むカテゴリーという認識を示した。

ヨーロッパの人々にとって「人権」の第一義的価値は、「尊厳」と「自由」である。近代社会の登場とともに、自らの存在の価値を「考え、決め、実行する自由」に見いだした封建制度の身分から解放された人一般としての「個人」が「自由という正しいこと（人権）」の主体として自立し、「人間としての尊厳」を自覚したのである。

また、友人のイタリア人のなかには、「自由・自立・個人・尊厳」のカテゴリー群の認識を伴わない「平等」は、前近代的な色彩を帯びてしまうと指摘する声もあった。日本における「人権」に対する認識の問題性は、ここにあるように思う。「平等」という価値は、尊厳や自由（自立）が達成されてこそ意義がある。そしてこれは、近代化の最も重要な要素である「個人の確立」と重なっているのだが、何者にも束縛されない自立した個人が「自由とは他人を害しないすべてのことをなし得ること」（フランス人権宣言第4条）という他の人との境界を自覚し、パブリック・モラルのある「友愛」と「共生」（そして「公共」）に支えられた「社会」をつくるわけである。

もちろん、イタリアが完全な社会だとは到底思えない。様々な差別が明らかに存在しているし、経済的な問題を根拠とした社会問題も日本と同様に発生している。しかし、上記のような「個人の自覚」（人権自己認識）とそこから到達する「個人の確立」を阻むような日本の「世間」とは異なった「社会」が確かに存在している。

3. 人権イメージ、同調意識と差別に対する態度

(1) 世間への同調意識

これは、問1.「ふだんの生活意識」の調査結果に映し出されている。『「長いものには巻かれよ」は人生の知恵』と肯定的に答えた人は58.8%、『「出る杭は打たれる」ということをわきまえて行動する』について肯定的に答えた人は64.9%でいずれも過半数を占めている。この項目についても話し合ってみたが、序列的な上級の権威に屈伏せず、「かけがえのない自己」としてコントロールされない自分を確立することを親達は望む。イタリアの子どもは私が知るかぎり精神的自立が早く、「個の主張」が強い。長幼の序、先輩・後輩、肩書きの偏重などとそれに伴う贈与・互酬の序列関係に支配されている日本とは相当に異なっている。

また、「長男にはほかの子どもとは異なる特別な役割がある」（52.6%）については、長男・次男などの言葉がなく、家族内の兄弟関係に序列がない。さらに、『夫を「主人」、妻を「家内」と呼ぶ』（68.8%）という項目は、夫婦の近代社会での関係を表す普遍的な言葉が日本に生まれていないことを示している。この項目に関しては、イタリア語に翻案する適当な言葉がなく、日本語の意味のとおり訳したところ、「日本はまだ封

建社会なのか」と言う人もいた。

(2) 人権イメージと同調意識

つぎに、問1の世間への様々な同調意識-「大安・仏滅を気にする」、「家柄を気にする」「長男には特別の役割」「長いものに巻かれる」「出る杭はうたれる」など-を間違っているとした人のうち、全体を通じて最も多かったのは、「尊厳」を選択した人と「抑圧」を選択した人だった。(この二つは意味的には対峙する言葉である) いずれも、全体の平均値より3~10%ポイントが高くなっている。とくに、「長いものに巻かれる」を間違っているとした人は、「尊厳」を選択した人が48.0%、「抑圧」を選択した人が57.1%と全体平均37.2%より10~20%以上も高く、「出る杭はうたれる」では、「尊厳」が38.5%、「抑圧」が39.0%と全体平均31.3%よりこちらも高くなっている。

つぎにポイントの高かったのは、「公正」と「共生」のイメージグループで、2~8%全体平均より高かった。一方、「自由・平等・友愛」も、「自立」も、「差別」も少しずつ高低はあっても、全体平均とほぼ同様となっている。

(3) 差別に対する態度

問10.『「差別」についての考え』のうち、「差別は恥ずべき行為」「行政努力の必要性」「法律による差別の禁止」「差別されている人の話を聞く」などについて肯定的に考えているのは、人権イメージでは「尊厳」「抑圧」「公正」「共生」グループで、5~10%高く、「同調意識」の低い人では、同様に5~13%高くなっている。そして、「差別は世の中に必要」「差別される側の人に問題がある」「いちいち取り上げていたらきりが無い」「差別問題は自分に関係がない」などについて、「尊厳」「抑圧」「公正」「共生」グループでは、反対と答えている人が7~11%全体平均より高い。また、「子どもの結婚相手に対する調査」については、「必要でない」と答えた人が、「尊厳」「公正」「共生」イメージの人で2~10%高くなっている。一方、「自由・平等・友愛」「自立」「差別」などのイメージグループは、多少の高低はあっても、全体平均に近いか、下回っている場合もあった。

4. 調査結果から考えられる今後の課題

このような結果から、人権イメージのあいまいさがまず指摘できる。そのうち、「尊厳」をあげた人の「同調意識」の低さ、差別に対する態度の正しさは何を意味しているのだろうか。「尊厳」とは、言い換えれば「人間性に対する尊敬」である。また、個人、自由・自立、責任などの価値を含み込んだカテゴリーであり、近代社会人のアイデンティティとして、憲法第13条「(無条件の)個人としての尊重」に規定されている価値である。だからこそ、憲法第14条で日本社会に存在している「人種(民族)、信条(信教)、性別、社会的身分(地位)、門地(家柄)」による差別が禁止されているのである。

「尊厳」イメージを持った人は、多少ともこのような内容で人権を理解していると思う。それに比べて「自由・自立・友愛」は、「個人の尊厳」に連なるカテゴリーとしての理解が不十分な現状を映し出しており、人権そのものの内容をテーマとした人権教育・啓発の推進が大切であることを示唆している。

その意味で、問22.「人権問題の理解を深めるために現在学んでいること」、問23.

「人権問題の理解を深めるために今後学びたいこと」について、人権イメージ別の結果が興味深い。『「人権」そのものの考え方の問題』と答えた人は、問 22 で尊厳・抑圧・友愛・共生・自立のグループが、全体平均 8.2%に対して、共生の 22.3%を筆頭に 5～15%高く、問 23 でも全体平均 22.1%に対して、共生の 38.1%を筆頭にやはり 5～15%程度高くなっている。これに比べて、差別・平等・自由と答えた人では、問 22、問 23 とも全体平均とほぼ同数値であった。

個別の人権問題についての学びも、普遍的な人権に対する理解の深まりを伴う必要があり、自治体の人権教育・啓発がこの学習要求に具体的にどう応えていくのかが今後の重要な課題となる。

国の「人権教育・啓発基本計画」では、人権について、『人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である』と定義している。だから私たちには、この近代社会の原理を単なる知識としてではなく、生存と自由、つまり「人間としての幸せ」を支える生きた規範として認識し、獲得していくことが必要となる。しかし、この定義を成り立たせている「人間の尊厳」、「固有の権利」、「個人としての生存と自由」、「社会における幸福な生活」などの個々のカテゴリーについて、共通した理解を私たちは持っているのだろうか。これらの言葉はすべて輸入され、翻案されたものであり、私たちは訳語の漢字の次元でそれぞれのカテゴリーをイメージ化してしまっていて、言葉を使う前提となる原意への理解を欠いたまま使い続けているのではないだろうか。

これらの人権に関わる様々な価値について認識を深めていくためには、「個人の自立」や「世間の超克」などのテーマと結んだ生活の各場面でのリアリティーのある教育・啓発が必要であると考えられる。これは、日本の場合、すべての生活分野に及ぶテーマ設定によって多角的手法（音楽、演劇、展示、講演、参加・体験型学習などなど）で取り組む必要があるが、特に幼児期からの「市民的権利教育」が不可欠だと考えられる。

「差別をなくすために行動する」といった生活態度や姿勢はこのような人権に対する人々の自覚の深まり-市民性の獲得、エンパワーメント-の結果として実現するものであり、近代化 150 年の歴史のなかで今日の私たちの生活原理と倫理に関わる課題として存在し続けており、その獲得には長い時間と努力が必要である。仮りに具体的な差別問題や人権侵害・未保障問題をテーマとして教育・啓発に取り組んだとしても、結局は普遍的な「近代市民性の獲得」に向かって全市民がエンパワーしていくことが目標にならないといけないと思う。

また、「市民的権利教育」は生涯教育の重要なテーマであり、この推進には行政の中で各市民的権利の確立を担っている部局-教育権、福祉権、居住権、労働権など-も参画する必要がある。そのためには「自治体行政＝人権行政」という自覚が行政の全部局に浸透していくことが肝要であろう。